

■ J P B A N K カード WEB カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約

第1条 このサービスの内容

- (1) 「カードご利用代金WEB明細書サービス」（以下「このサービス」といいます。）は、株式会社ゆうちょ銀行（以下「当行」といいます。）のJ P B A N K カード WEB特約の利用者が、J P B A N K V I S Aカード／マスターカード（以下「このカード」といいます。）に係る毎月のカード利用代金明細書を、郵送による方法に代えてこの特約の方法により通知を受けるサービスをいいます。
- (2) このサービスには、割賦販売法第30条の2の3各項に規定される書面が電磁的方法により交付されることが含まれます。
- (3) 当行は、このサービスの申込みを行った会員に対しても、システムメンテナンスその他の理由により一時的にこのサービスの提供を中止し、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付することがあります。

第2条 このサービスの利用

このサービスの利用を希望する利用者は、この特約及び当行所定の方法によりこのサービスの利用登録を行うものとし、利用登録が完了した利用者（以下「利用登録会員」といいます。）は、このサービスを利用することができるものとし、なお、このサービスは、パソコンによってインターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。

第3条 カード利用代金明細書の通知方法

- (1) 当行は、利用登録会員が届け出たEメールアドレスに宛ててカード利用代金明細書を通知する旨のEメールを配信します。利用登録会員は、当該Eメールを受領後直ちに、当該Eメールにおいて指定されたウェブサイト、電子化されたカード利用代金明細書（以下「WEB明細書」といいます。）を閲覧し、データを保存することとし、データの保存ができなかった場合等には、当行に申し出るものとし、なお、WEB明細書を印刷して保存することを希望する利用登録会員は、パソコン等からインターネット接続のうえWEB明細書を参照し、印刷するものとし、
- (2) 利用登録会員のこのサービス利用期間中は、第4条2項の場合及び当行が必要と判断した場合を除いて、当行から利用登録会員へのカード利用代金明細書の郵送は停止します。

第4条 Eメールアドレス

- (1) 利用登録会員は、Eメールアドレスの変更を行った場合には、遅滞なく当行ホームページのサービスメニューから変更の手続きを行うものとし、
- (2) 利用登録会員は、当行から会員に宛てたEメールが不着であるとの通知を当行から受けた場合には、遅滞なく登録されているEメールアドレスの確認又は必要に応じて変更の手続きを行うものとし、当行にてEメール不着と認識されている期間は、当行が定める適当な方法で通知する場合があります。

第5条 ハンドルネーム

- (1) 利用登録会員がこのサービスの利用登録をする際に必要となるハンドルネーム（利用登録会員宛てEメールに挿入される仮名）には利用登録会員の本名を使用することはできません。
- (2) 第1項に反して利用登録会員が本名を登録したことに起因して生じた利用登録会員の損害に対しては、当行は一切の責任を負わないものとし、

第6条 このサービス利用に必要な情報通信技術の種類および内容

このサービスの利用に関わるウェブ閲覧用ブラウザ及びEメールの添付ファイル閲覧用ソフトウェアの種類・バージョン並びにハードウェアの機種等、ダウンロード用利用代金明細データ等の形式等のサービス利用環境は、当行ホームページにて指定するものとし、なお、当サービスを利用するにあたり、当行がサービス利用環境を変更した場合、利用登録会員は速やかにサービス利用環境を整えるものとし、

第7条 この特約の適用および変更

この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、利用者への事前通知又は承諾なくして、この特約を随時変更することができるものとします。この場合、利用者との契約上、重要な変更についてはあらかじめ当行のホームページに公開する等の所定の方法により、変更内容を通知するものとします。また、変更内容について当行が利用者へ通知した後にこのサービスの利用があった場合は、利用者がこの特約の変更を承認したものとみなします。

第8条 このサービスの利用の中止等

- (1) 利用登録会員がこのサービスの利用の中止を希望するときは、当行が指定する方法により届けるものとします。
- (2) 当行が利用登録会員宛てにEメールが一定期間連続して不着になったときは、当行はこのサービスの登録を、利用登録会員に対して告知することなく、取り消すことができるものとします。
- (3) 利用登録会員が、当行が指定するサービス利用環境を整えられないことが原因で、当サービスを正常に利用できないときは、利用登録会員は速やかにこのサービスを解約するものとします。
- (4) 当行がこのサービスの利用を認めないと判断したときは、当行は、利用登録会員に対し、別途その旨を通知することにより、いつでも、このサービスの利用を認めないことができるものとします。
- (5) 利用登録会員が理由の如何にかかわらずこのカードを解約した場合は、このサービスの利用は、同時に終了するものとします。

第9条 免責事項

- (1) 当行の責によらない、通信機器、端末等の障害及び通信上の障害やインターネット環境等の事由により、このサービスの提供が遅延又は不能となった場合、若しくは、当行が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、当行は何ら責任を負うものではありません。
- (2) 当行の責に帰すべき事由がある場合があっても特別損害については、当行は責任を負いません。ただし、当行に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

以上